

# 政務活動費のあり方検討会記録

1 日 時 令和5年1月27日（金曜日）

開 会 午後 1時10分

閉 会 午後 3時23分

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 13人

座 長 松 尾 茂

副 座 長 織 田 伸 一

委 員 金 岡 貴 裕

// 柏 佳 枝

// 飯 山 勝 彦

// 吉 田 修

// 金 谷 幸 則

// 押 田 大 祐

// 高 田 真 里

// 高 道 秋 彦

// 谷 口 寿 一

// 橋 本 雅 雄

// 村 石 篤

4 欠席委員 1人

委 員 大 島 満

## 5 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議会事務局長	渡辺 康裕
議会事務局次長	笠間 信行
庶務課長	大野 満
庶務課長代理	恒川 貴志
庶務課庶務係長	竹端 志織
庶務課主査	竹下 哲矢

## 6 協議結果について

### 1 クレジットカードの使用について

自由民主党から、クレジットカードを議長に届け出ること、ポイントに利用制限を設けること、議長にポイント履歴を提出すること、最終的にクレジットカードを解約することが、今後上程予定の富山市議会の個人情報の保護に関する条例や財産権の侵害に抵触するおそれがあるといった意見があり、クレジットカードやポイントの管理及び説明について、会派に責任を持たせる内容に修正することで全会一致となった。

### 2 共用のタイムレコーダーの運用方法等について

気魄から次のとおり提案があり、採決の結果、全会一致となった。

- ①本体の購入及び管理は気魄が行う。
- ②タイムカードは各会派が購入する。
- ③タイムレコーダーは事務局の見えるところに設置する。

### 3 県内移動に伴うガソリン代の具体的な運用について

令和4年12月20日開催の検討会で全会一致となった、県内移動に伴うガソリン代に関して、具体的な運用を次のとおり確認した。

- ①視察の1カ所目が市内、2カ所目が市外といった場合であっても、市内の視察のためのルートは考慮せず、あくまでも富山市役所と市外の視察地を結んだルートでガソリン代を積算する。
- ②自家用車の利用は、現行の指針のとおり、鉄道やバスなどの便数が少なく極端に利便性が悪く行程の遂行に支障がある場合に限ることとし、県内であるからといって、例外的な対応はしない。

### 4 運用指針の改正（案）について

前回までの検討会で全会一致となっていた、添付資料の省略、請求書等を1つにまとめること、県内移動に伴うガソリン代については、新旧対照表の

とおり改正することとした。

今回の検討会で全会一致となった、クレジットカードの使用、共用のタイムレコーダーについては、事務局から改正案の概要について口頭で説明し、運用指針への具体的な反映については、座長に一任された。

## 7 会議の概要

座長 時間になりましたので、政務活動費のあり方検討会を始めさせていただきます。

本日は、大島委員から欠席との連絡を受けております。

本日の議事録の署名委員に、橋本委員、村石委員を指名いたします。

それでは、これより協議事項に入ります。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

まず協議事項の1番目、クレジットカードの使用についてであります。

本日は、前回の検討会での協議内容を踏まえ、改めて会派としての御意見を伺います。

また、先日委員の皆様にご案内いたしました、カードに付与されたポイントの取扱いについても後ほど伺います。

前回の検討会では、自由民主党さんから政務活動費専用のカードを作ることと最終的にカードを解約するという部分について、会派内で合意が得られていないため一度持ち帰りたいといった御意見がありました。特に専用のカードを作ることについてはこの基準案の根幹に関わる部分でありますので、まずは自由民主党さんから御意見を述べていただきたい

と思います。

押田委員

今日ここに頂いたクレジットカード基準案に案1、案2とあって、案2を中心に進めていると思います。

会派自体の結論から言うと、クレジットカードはぜひ使っていくことが望ましいという結論が出ております。

ただし、この基準案の案2の中で若干の懸念事項が生じております。どこかと申しますと、3、5、8、9の項目、「クレジットカードの届出」「ポイントの利用制限」「ポイント履歴の提出」「クレジットカードの解約」ということになってきますと、議会でこれを定めるわけですから、議会は公的な機関でありまして、明確な目的や必要性をはっきりして個人情報を取らなくてはならない。そうなってくると、今、3月に議員提出する予定である富山市議会の個人情報保護に関する条例に抵触する可能性があるのではないかと考えております。

先日検討されたところで、第2章の個人情報等の取扱いの第4条「個人情報の保有の制限等」、ここら辺がちょっと抵触するのではなかろうかと考えております。

ただし、私らの会派が正しいというわけでは

ないので、しっかり精査していただいて、これは大丈夫ですよという担保が取れば何ら反対するものではありません。

そして、5番と9番に関してはポイントになりますけれども、ポイントの利用制限は、「付与されたポイントは、一切利用することができない」。総務省からの回答によれば、クレジットカードは、政務活動費の支払いであっても付与されるポイントは個人の財産であるから、寄附行為に該当する可能性もあるという見解があると。ここら辺と、あと、解約するときにもポイントを失効するということになれば、強制するような形になってしまうのであれば、財産権の侵害に当たるおそれがあると。あくまでもまだおそれがあるというだけですので、それをクリアしていただければ、全く問題なくクレジットカードは使用できるものと考えます。以上です。

座長

一遍にいろいろなことを言われると、皆さん、なかなか理解に苦しんでいるのではないかと思います。

皆さんの意見も聞きたいとは思いますが、けれども、まずちょっと整理といいますか、今の他都市の現状を見ると、カード決済は原則禁止にしているところもあれば、私的利用は認

めないというところもあれば、政務活動のみ使用を認めるという都市もあれば、私的利用を制限していない都市もあると。現状としてはそれぞれではあるのですが、総務省の見解というか、税金を原資とする政務活動費で得たポイントの扱いについては、実際、国は各議会の判断に委ねています。そういう実情があるから他都市でもいろんな話が出てきているということで、クレジットカードの使用に関しては、透明性を確保しつつ、住民の理解を得られるよう各自治体で判断してほしいと。これが総務省の見解です。

そうした中で、ポイントについては個人の持ち物だと。これは聞き方次第ですが寄附に当たるのではないのでしょうかと確認したら、そういった回答があったということなのだと思います。

それを踏まえた上で、いろんな考えというか、ごちゃごちゃになってしまうのかなと思うので、ひとまずクレジットカードの使用に関して、まず皆さんに聞きたいのは、今までポイントの私的利用をなくしていこうということで前回皆さんに賛同いただいたので、クレジットカードを政務活動費専用としましょうと。ポイントの私的利用をさせないために終了後も解約しましょうということで、ある意味、



賛同を得たわけなのですからけれども、自民党さんはこのこともあって持ち帰っていただいて、その中で改めて、法律上、どうなのかということだったと思うのですけれども、ちょっと細かい説明をすることは難しいのですが、まず、自分の中では、総務省としても各議会に任せますということがあったものですから、そういった意味で、私的利用をさせない、また、ポイントも私的利用をさせないということと、個人の名義ではあるけれども個人のものにはさせないという思いで専用カードにする。政務活動にしか使えないようにする。だからこそ、最後の最後まで、それは個人の名義ではあるけれども、個人のものではなくて、しっかりと解約までしてもらおうというルールを提案させていただいて、それを皆さんも一応は理解していただいたのかなと思っておりました。

押田委員、一遍に言われるとなかなか分からない部分もあるので、専用カードにすることについて、今の意見をもう1回述べてもらっていいですか。それが何に引っかかるのか、心配しているのか。

押田委員

専用カードにすることに関しても、多分、この前の話を考えると、ゼロスタートもしくは

使っていないものを利用することによって、ポイントの積み重ねとかをはっきり明確にさせるということだったと思うのです。そうすることによって、政務活動費を使用することによってどれほどのポイントが貯まってきて、それを使用させないということで専用カードということだったと私は認識しております。違っていたら、ここでちょっと確認を取ってください。

座長 押田委員、すみません。番号でぽんぽんと言われて、ここが法律で引っかかるとか何とかと言われたではないですか。そこら辺をちょっと、全部一緒くたに言われたので、もう1回言ってもらえますか。

押田委員 分かりました。改めていきます。  
まず今度制定される個人情報保護条例に関するところに抵触する可能性があるのではないかと考えているのが3番の「クレジットカードの届出」、そして、5番の「ポイント利用の制限」、8番の「ポイント履歴の提出」及び最後の「クレジットカードの解約」についてです。  
今、個人情報保護条例をつくっているところに、クレジットカードはやっぱり個人のもの

になると思うのですけれども、それをいろいろな情報を提出させるという形にしては、議会として条例との整合性が取れないのではないかとということがまず考えられます。それは、特に3番と9番に関してです。

〔発言する者あり〕

押田委員 分かりませんか。個人情報になるものを届け出ておかなければいけない。亡くなるのか、辞めるのか、どういう形で届出をやめますというか、解約しましたという形を強いる形は個人情報を市に提出しなさいと言っているのと何ら変わらないものと判断が取れるというのが会派の考えです。

金岡委員 ちょっとすみません。まず、根本的には個人情報の保護ということも1つあるのですけれども、最初に会派として話をしておかなければいけないのは、当会派において市の選管に確認をしたところ、まず、ポイントを現金化して市に返還するとか、利用するとなった場合には、寄附の禁止に抵触するおそれがあるというところから、要するに、ポイントは個人の財産だという考えがまず大前提で、うちの会派としてはあったのです。ポイントに関

する議論、ポイントの取扱いをどうするのかというところが専用カードを作る云々の話に及んでいるのだと思うので、ポイントそのものが個人の財産であるならば、そもそも専用カードにする必要がないのではないかと、会派及び議員個人の責任においてクレジットカードの使用に関してそれをするべきではないかというのが会派として大前提だったのですけれども、まず専用カードにする場合において言うならば、最後の「クレジットカードの解約」のところを押田さんが言っておられましたけれども、ポイントが個人の財産であるならば、ポイントの失効を強制することになれば、財産権の侵害に当たるおそれがあるというのがまず一つ。それと、個人情報に関して言えば、その提出を拒んだ際に議会として対応ができないのであれば実効性がなくなると。実効性がないルールを含めて、全体のルールの形骸化につながるという考えがあるため、これは富山市議会の個人情報の保護に関する条例に抵触するのではないかと会派として話し合いました。

織田委員

今の話の中で、様々に個人情報保護の関係とか、あるいは財産権の話が出たのですけれども、まずもって、専用カードというものの提

案をされているわけなのですからけれども、専用カード自体はその部分と切り離して議論できないのですか。基本的に専用カードは一旦認めて、その先には進める話ですか。

金岡委員

そもそも専用カードの必要性があるのかという話。大体、専用カードにするのは、結局クリアにするため。ポイントの在り方とかをクリアにするために専用カードにするという話だと思っておりますけれども、そもそも論の、ポイントの在り方が個人の財産であるならば、この場では専用カードにする必要はないのではないかとこのところがうちの考えです。

谷口委員

双方、どちらも言い分は分かります。ただ、ポイントに関しては、自分の中では最初からどうでもいい話だという発言をしてきた経緯もありますが、この席上でポイントは使わないという方針を決めたのであれば、使わないことにしていけばそれでいいのだと思います。ただ、それをルールとして決めてしまうことによって、今、条例に抵触するというのであれば、会派の責任において管理させる。もしもその提出を求められればいつでも出せる状況に会派としてする。そういうことではないかと思うのですが。

そもそも専用カードのほうが分かりやすいという部分ではありますが、これは、もしも通常使っているカードでやってしまうと、恐らく使わないということができなくなってしまっておそれがあるので専用カードにしてくれと言っているのかなと思っております。

そもそもポイントは別に使ってもいいと思っ  
てはいますが、そんなことでこの議論を停滞  
させるわけにはいかないのです、カードの登録、  
提出までは必要ないと思いますが、このカー  
ドを使いますよということをしっかりと各会  
派で把握して運用していく、そういうルール  
をつくっていけばそれでできるのではないか  
なと思っております。

座長

もともと政務活動費は会派の責任でという部  
分が多いわけですからけれども、谷口委員、実際  
にクレジットカードのポイントを一切使用し  
ないと決まったわけではないので、この後、  
寄附のことをまた議論しようと思っていたの  
ですけれども、寄附になる疑いがあると。そ  
れに対応するために、それならばポイントを  
一切使用しないことにしましょうということ  
にさせていただいたのですけれども。

押田委員

今、谷口委員が言われたとおりであるならば、

自民党会派、私たちの会派が言った個人情報保護に関する条例に抵触することがなくなります。及び財産権の侵害もなくなります。ということであるならば、先ほど冒頭一番に言いましたけれども、私どもはクレジットカードの使用は認めていくという考え方ができます。

なぜかというのと、各会派において各議員のポイントなり、使用をしっかりと管理していけるということであるならばいけるのではないかと思います。

座長 今言われたのは、要は、議長への届出ということですよ。

押田委員 はい、そうです。

座長 そのことが個人情報に触れる可能性があると言っておられるわけですよ。

押田委員 そうです。

座長 それでは、議長に提出するのではなくて、会派で専用カードをしっかりと把握して、最後の最後まで責任を果たしてくださいということであれば、個人情報の関係に触れるおそれ

のあることはクリアできるということによろしいですか。

押田委員

今専用カードと言われましてけれども、そこに関しては各会派に、ポイントに関しても管理を各会派に委ねていただく。基本的には、まだ会派の中で煮詰めていかなければいけない部分は多分出てくるとは思いますけれども、個人のものという考え方もありますし、ただ、これは私個人の話で一また言うと怒られますけれども一個人としてはポイントは使わない方向で意見は進めたいと思っています。

谷口委員

そもそも利用した明細を出せばいいと自分では思っているのですが、それをやってしまうと、せっかくこの会で決めたポイントの扱いが白紙に戻って、またカードを使おうかやめようかという議論になるのが一番不毛な行き方だと思っているのであえて言いますが、例えば通常買物に使っているカードを政務活動費のチケットの購入に使ったとします。そうしたときに、要は通常使っているポイントと政務活動費で使ったポイントが一緒に付与されるわけです。そうなると、どこの部分が政務活動費のポイントか分からない。そもそも個人のだからいいという発想に基づけばそれ



でいいのですけれども、カードを使うときにポイントは個人で使わないという申合せで今進んできている以上、それを防ぐ方法は、やはり専用カードにしておけばその部分はクリアできるのかなとは思いますが。

ただ、そもそもから言えば、今押田委員が言われたように、ポイントというのは個人のものであるから使っていいという発想に戻ってしまうと、これまた検討会を振出しに戻すのかということになって、何か無駄な時間だったということになるので、そこはちょっと皆さん歩み寄って進めていただけないかなと思います。

座長

座長としても、税金でたまったポイントを個人で利用するということは市民の理解が絶対に得られないといったことで反対もずっとあったわけで、これまで何年間もクレジットカードを使ったらどうかという議論の中の一番の懸念材料が、税金でたまったポイントを個人で使うということはありませんかということまで来て、それをクリアするために専用カードという対策を皆の議論の下で作り上げた部分がありますので、専用カードを覆されると、やっぱり根本的に、それだったら反対ですみたいな形でクレジットカード

ードの使用は認めないということで終わってしまうのではないかなと。

そこら辺どうですか、自民党さん。会派の中で議論してもらった上でのことだと思ったのですけれども、いかがですか。

押田委員

そこで冒頭で言ったのは、5の「ポイントの利用制限」に関しては、まずポイントはそもそも誰のものなのかということをいろいろと……。今さっき座長が、他都市では様々である、現状はそれぞれだけれども国は各議会の判断に任せている、透明性と住民の判断がという話をされたと思います。

冒頭で言った、うちのほうで疑念が出ているのは、総務省からの回答が、政務活動費の支払いで付与されるポイントであっても個人の財産であるから寄附行為に該当するかもしれない、抵触するおそれがありますよということを書いて、それが憲法の、いわゆる財産権にも関わってくる話だったと思うのですよ。

ところが今、谷口さんから会派で責任を持ってと言われた、議会という公的機関ではなくて、会派において責任を持ってという話になればいいかなと。そうしたら、もう1回会派の中で専用カードとあって、議会で専用カー

ドを作るのではなくて、会派の中でまた専用カードを作れという話だったら結局同じことが進んでしまうのですよ。

谷口委員

専用カードというのは、例えば今、A、B、Cと3種類持っているとしたら、AとBは平生の買物に使うけれども、Cは平生の買物には使わずに、政務活動費だけにしますよという形にしてもらえばそれでいいのではないかなと思うのです。別に新たに作る必要はないし、作られる方は作られればいいし、その内容に関しても会派でしっかりと管理するというので、先ほども言いましたが、これを通常の支払いと混ぜてしまうと、最初に決めたポイントという部分に結局戻ってしまうので、だからこそ専用にしておいてもらえないかなということなのです。

押田委員

例えば今、1,500ポイントたまっていて、この時点からスタートして、政務活動費で買ったものって、多分会派の中でこれをこういうふうにして買いました、旅費でこういうふうにして支払いましたという方たちが出てくるわけですよ。そうしたら、そこに何ポイント出てくるという基準と獲得したものが分かるように会派が管理をすれば専用こだわること

はないという判断でもいいでしょうか。

どうしても真っさらから、新しいのを作ってという話なのか、会派の中でポイントの管理がしっかりできて、いわゆる不正利用、私的利用がなきよう、まだポイント自身がどこにあるのかという判断に関しては誰も判断できないと思いますけれども、極力使わないと、私はそう思っています。会派の中でもそういうふうに提案はします。

そうすれば、財産権の侵害とかはクリアできる形にはなります。かなり苦しいですか。

金岡委員

そもそも押田委員が言われたみたいな不正利用、私的利用は、選管の判断では不正ではないのですけれども、それでも、さっき谷口委員が言われたみたいに、要するに、専用カードを作らなくても専用カードとしておけばいいのですよね。というのがあれば、うちの会派としては、先ほど会派で話したときに、会派の責任として対応するのであれば問題ないと言質が取れていますので、大丈夫だったと思うのですけれども。

（「何の言質が取れたのか全然分からない。もう1回説明したほうがいいと思う」と発言する者あり）

織田委員

さっき谷口委員から、ポイントが既にあるところへポイントが足されると混ざってしまうから分からなくなってしまうと。そのために、運用カードとしては専用カードにすれば分かりやすく明確になるということなのだと思うのですけれども。

さっきの財産権の話で、指針に書き込まなければ一切ポイントを使用しないということであつても財産権を侵さないという理解ですか。それとも、文字にしていなくても一切使わないというていにすれば財産権を侵すと言っているのですか。

押田委員

財産権を侵すというか、まず、そもそもポイントというものはどこにあるのかということが議会としてかけてしまうと使えなくなってしまうと。会派の責任において、各議員の責任においてしっかり管理するというキャップをかけることによって、この議会としての財産権というものは抜けますよと言っているのです。

そうしないと、個人情報保護条例にもいろいろ抵触するおそれが出てくるのではないですか。おそれですよ、まだ。もう出ないということがはっきり分かって、事務局が出ません

と太鼓判を押してくれるなら、ゴーでいいと思いますよ。

でも、それがまだ出てこないのであれば、会派で責任を持つしかないです。

橋本委員

私らは別に法律の専門家でも何でもありません。これに抵触するおそれがあるとか、そういうことまではもう分からないのです。

それで、やっぱり結局、政務活動費の使い方というのは個人の責任なのです。最終的には。言ってみれば、国においても明確なものがないから各自治体に任せますよということになっている。

だからこそ、もう最低限のことを決めて、細かいところではなくて、やっぱり会派の責任においてしっかりと説明責任を果たせる状況ならば、これでゴーしていくしかないのではないかなと思っている。これを細かくやってしまったら、それは決まらないよ。

誰も正しいことは分からないし、これは絶対に法律に引っかかる、これは引っかからないというのは誰も分からない話であって、国においても示されない中では、これはとにかく使う方向に何とか持っていこうよということです。

谷口委員

カードを使うことによって不正が起きるとか起きないとかという話が以前あったのですけれども、カードを使ったから不正が起きるといふ次元ではないので、そもそも不正をやったら不正をやった人間はもう即刻アウトになるということなのだから、そこはもう皆さんよく分かっておられると思うのです。

だから、そこは性善説に立ち過ぎても駄目なのだけれども、もう会派、個人に責任を任せるといふところ。だけど、基準はつくっておかないと駄目ですよ。基準はつくっておかないと駄目ですけれども、ある程度決めていかないと、それこそなかなか前に進まないと思います。

さっき押田委員が言われた上乘せ部分、例えば1,500ポイント持っていて、それ以上ほかのものに使わないのであれば、別に専用カードと見なしても別に問題ないと思いますよ、それに関しても。

座長

今いろいろと意見が出て、橋本委員からもありましたけれども、実際に選管を通じて頂いた資料を皆さん読まれたと思いますけれども、県選管を通じて総務省に確認済みということですが、言ったらあれですけれども、この程度という。非常に曖昧で分かりにくくて、最

終的には各自治体にお任せしますと。もっと詳しく聞いてみると、国においても整理ができていないので回答できませんと。それが実際に言われたことなので。

そういった中で、各自治体でやっぱりしっかりとしたルールをつくった上で進めていくしかないのだろうなと感じています。橋本委員もそういったようなことを言ってくれたのかなと思いますけれども。

ですから、法的なことというか、厳に各年自分らで決める—それぞれの年で各議員によって合意形成をして、納得した上で進めている状況だということで、本市においても、皆さん、耳が痛いかもしれないですけども、やはり政務活動費としては富山市はある意味注目されてきたところもあるものですから、そういった中で、今までは日本一厳しいルールをつくってやっていこうということでここまで進んできて、日本一厳しければいいというものではないのかもしれないのですけれども、やはりしっかりとルールをつくって、厳格なものとして政務活動費を運用していきましよう。ここを変えるつもりはないので、そうした中で、やはり分かりやすいものをつくりたいという意味では、専用カードというのが一番分かりやすくていいのかなと自分は思っ



ていますし、当然私的利用をさせない。例えば個人のカードだと言われたとしても個人でも使わせない。税金でたまったポイントは使わせないようにするということだと思うので、専用カードを作る、解約、ポイントは使っていないですと、最後の最後まで税金でたまったポイントは使いませんでしたという厳格なルールをつくってスタートしましょうというのがここまで来た流れだろうと思うので、法的にどうかということはありませんけれども、どこの自治体も法的にどうというのは分からないから分からないまま進んでいるわけであって、それがどこまで引かかるのかということも非常に曖昧で、実際には分からないと。正式見解を求めてもこの程度なので。

正直、国に問題があるとも思いますけれども、議長会でも政務活動費の使い方をもっと明確にしてほしいと拳がっているみたいですが、一向に進んでいないという現状がありますので、そう考えると、やはり自分たちでしっかりとルール決めをして、指針に盛り込んで、そのとおりに進んでいくと。確かに会派の責任、会派がしっかりと説明責任を果たせるようにしていくということが根本にはあるけれども、議会としてある程度の線引きルールは必要だと思いますので、そういった意

味で、専用カードにすることと届出をすること、しっかりと解約する、責任を果たすということはするべきかなと思うのですけれども。

自民党さん、どうですかね。

押田委員      ということは、もう一度届出をするという話に戻るわけですか。

座長            いや、届出というのは、各会派でしっかりと明確に、それを基準に今後ポイントの管理、不正はないですよという証拠の説明だとかを出さないといけないわけなので。

押田委員      分かりました。  
そういうことであれば、いわゆる先ほどの谷口さんの意見と橋本さんの意見を合わせたような形になるのかもしれませんが、専用カードが望ましいけれども、今まで使用していたもので分かるものがあれば、ポイントの増減が明確に分かるように各議員や各会派の責任においてしっかりしておくというニュアンスで大丈夫でしょうか。

座長            ただ、さっき1, 500ポイントという話から始まりましたけれども、個人のカードに1,

500ポイント入ったままでスタートしていて、税金のポイントが加わってくるわけですよ。もう曖昧になるではないですか。個人のポイントとして使わないということであれば問題ないですけども。

押田委員

ですから、そのポイントの増減が各会派と各議員の責任においてしっかり分かるようにしておくということでは駄目なのかなと。専用カードにこだわることや、今まであるものでは駄目なのかという話。専用カードを作らせるということ自身が、先ほど言った富山市議会の個人情報保護に関するところに抵触するかもしれないというおそれも出てきているもので。

織田委員

そこが分からないのですけれども、とにかくそのポイントは一切使わないという一定程度の合意形成をしてきて、最後に、議員を辞めました、そのカードがそのままポイントはたまっています、解約の必要はありませんとなったら、そのポイントはどこへ行くことになるのですか。

吉田委員

ちょっと私も確信を持って言っているわけではないのだけれども、今、ポイントは使わな

いという流れになっているのですか。そんなことはない？

座長 それはまだ諮っていないので。これはどっちにしますかと諮ろうと思っていたのですけれども。

吉田委員 今回の討論でいったら、専用カードは必須だと思うのですよ。僕も6つか7つカードを持っていますよ。中には一切使っていないやつもありますよ。ポイントも何も使っていない。そういう一切使っていないものがなかったら、専用カードを新しく作るしかないのではないですか。

専用カードであればポイントはゼロからスタートするわけですから、今の法の解釈でポイントを政務活動費に使ったら寄附行為になるのだというのが確定しているのであればあれだけけれども、別に政務活動費のみに使ったって、それは市民の税金を軽くすることになるわけで。

(「また新しい意見だね」と発言する者あり)

吉田委員 僕は、専用カードであれば、ポイントを政務活動費の支払いに使って、そのことをきちんと

と明確に報告すれば使っているのではないかと  
と思います。

ところが、そうではなくて、通常いろんな取引にも使っている、支払いにも使っているカードを使ってポイントを使わないことにしたってそのポイントはたまるわけで、それを会派が管理するといったって、個人的に使ったものは担保できないのではないですか。

そういう点では、専用カードであればポイントを使って。寄附行為にならないのであればね。可能性があるとして書いてあるだけで。

座長

ちょっと話を戻しますけれども、押田さんが言われた、要はポイントの増減が分かればいいというのは確かにそうなのです。会派の責任においてやってくださいと、それは会派の責任としてやっていくべきですけれども、議会としてこの運用指針をつくっていく上で、さっきも言ったように、一応は線引きのルールというものがやっぱり必要だと思うので、専用カードというのは非常に分かりやすいという意味で専用カードを作るべきではないかと。

金谷委員

専用カードの定義がちょっとばらけていると思うのですけれども、皆さんが言われるよう

に、今持っているカードを専用カードにしてもいいと思うのですが、最後に解約だけすればいいのではないですか。解約は駄目なのでしょうか。

座長

押田委員が個人的にどうと言っているわけではないのです。専用カードが寄附に当たるおそれがあるということのを逃れるためには、もともと個人のポイントがたまっていたらまずいのです。だから、新規とか全く使っていないカードを使用するということが必然になってきます。そういう意味では、専用カードになってしまいます。

だから、どうしてもそこからスタートをしていただきたいと思います。

金谷委員

それともう一つ。今までの積み上げでいくと、専用カードを使います、辞めるなりしたときにはそれを一回ゼロに解約します。これが出発点だと思っているのですが、それはよろしいですか。

(「解約まで行くかどうかだよな」と発言する者あり)

押田委員

今あるカードを解約してポイントをゼロにし

て、また使い始めるということですか。よく分からなかった。

金谷委員 私たちの認識では、前回までは、専用カードを作ります、これは政務活動費にしか使えません、終わったら解約してゼロに戻します、これが1セット。専用カードは新しく作るものでもいいけれども、今までの話だったら、今持っているやつを使ってもいいと。ただ増えた分が最後にどこ行くか分からないから、終わった時点で一回ゼロにする必要があるよねというところからスタートしていると思っているのですが、違いますか。

座長 終わった後にゼロというのは、要は解約？

金谷委員 解約。

座長 そのとおりです。

押田委員 そうなってくると、はっきり言うと、一番最初にもう1回戻ります。なぜかというところ、うちの会派の中で個人情報保護の条例に引っかかっているか引っかかっていないかの精査が必要になります。

そして、あとは財産権に戻る。要は3、5、

8、9と5、9の部分で引っかかりが出てくるので、いわゆるグレーではなく、真っ白だということを確認していただいたらうちは乗っかります。オーケーを出します。

ですから、届出とか解約が富山市の個人情報保護条例に対して抵触するおそれがないことを確認していただければ、それでもオーケーです。

座長 個人情報保護条例に関することは、要は議長への届出ではなくて、会派の責任、会派でしっかり管理するということがクリアできると。

押田委員 そうです。

座長 それは間違いなくクリアできますよね。

押田委員 今、解約と言われて、届出を出すという話だと乗れませんよと。会派の中でしっかりやりますと。

座長 今言っているのは財産権の侵害のことですね。それだけが今引っかかっているのですよね。

議会事務局参事  
(庶務課長) 個人情報保護条例の話をおっしゃるので、こちらでお答えしてもよろしいですか。





告書等は、議長において、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする」と規定しております。これが1つには、事務局等において、いわゆる議長の中間審査ですとか、そういったことをしている根拠になっております。

それとともに、第9条におきまして、収支報告書等の提出ということで、政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、その報告書を作成し、議長に提出しなければならない。この根拠に基づいて、今回クレジットカードに関する情報を提出してくださいという位置づけになるのだろうと思っております。

その利用目的については、今ここでいろいろと審査をしていただいております。ポイントが私的に使われないようにという中での審査であるということを今、この会議の中で目的みたいなものを合意形成いただいているのだと理解しております。

この第2項の中で、前項の規定により特定された利用の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報等を保有してはならないとなっております。ですから、その必要な範囲かどこかということも含めて、この会議の中で決めていただいているということだと思っておりますので、

今現在において、何かに抵触しているとか、そういうことは全く当たらないだろうと考えております。

その必要な部分を超えて取っていくのだということになれば、それは抵触しますよということになりますので。

座長

だからこそ、しっかりとしたルールを決めるということが大事で、曖昧にしておく、その辺に引っかかってくる可能性があるということですね。

谷口委員

今、押田委員が最後の解約のところまでちょっと触れられたから、そこをちょっと触りたいのですが、専用カードにすることによって、最終的に、今押田委員が懸念しておられる解約まで持っていかなければならないというところ、多分そこが一番引っかかっているのだとは思っています。これはやっぱり解約が前提なのだけれども、一例ですが、解約しない場合は、辞職したときに、「この期間にたまったポイントは使用しません」という承諾書を出させて、解約に充てればそれでいいのではないですか。

そもそもどうでもいいようなポイントなのだから、解約までというと、やっぱりまた要ら

ないハードルを上げてしまうような気がする。

座長 「ポイントは使用しません」の、そのポイントはどうなっていくということですか。

谷口委員 それはもう性善説ですよ。そのために承諾書を出させるわけだから。誓約書か。嫌であれば解約すればいいので。何かを線引きしなければいけないというからこういう提案をただけであって。

橋本委員 私も解約まで持っていくのはちょっとどうかなと思っている。言ってみれば、それを持っていたって何か関係あるのかどうかというかね。議員のときにためたポイントだからと、今谷口さんが言われたように誓約書を書けばいいのかということもあるかもしれないけれども、その誓約書を書くタイミングってどこなのだろうと。本当に円満に議員を辞める人もいれば、突然辞められる人もおられると。そんな人にまで解約の責任を持っていけるのかどうか。

それからまた、一般の人になってからこの議会のルールが当てはまるのかどうかも分からない。議員のときにためたポイントかもしれないけれども、「俺はもう一般人だし、そん

なもん、そこまでやらないといけないのか」ということもあるのではないかなと思っている。

誓約書のタイミングがちょっと難しいかなという疑問はあるのだけれども。

谷口委員

誓約書のタイミングというのは辞めたときしかないのです。それで、仮にですが、この間の竹田さんみたいな例で亡くなられた場合は、もうその段階でカードが失効してしまうので、何の問題もないと思います。

たまたまそのまま辞められた場合の問題だけであって、出す出さないというのは最終的には個人になってくるのですが、そういうルールを決めておくということが、まずこの会の必要性ではないかなと思うので、まずルールを決めておくということで進めていかないと何も前に進んでいかないと 생각합니다。

座長

実際、パソコンも同じことで、結局辞めるときに残価を支払って出ていってもらわないといけないと、それはルールとして決まっていることであって、それと同様のことなのかなと思う。

橋本委員

パソコンとクレジットカードはちょっと違う

と思う。パソコンはこの備品であって、クレジットカードは専用カードといってもやっぱり自分個人で作るものだから、なかなか同じことはできないのではないかなと思っている。

いずれにしろ、この終わりを決めてしまったらなかなか決まらないのではないかなと思っています、解約云々というやつは。だからそこは、今谷口さんが言われたような誓約書というルールなのか、違ったルールなのかということ、必ず解約しなさいということはなかなか難しいのではないかなと。亡くなられた場合は自動失効かもしれないけれども、仮に、選挙で落ちる人もおられるし、「そんなもの、そこまでせんなんのか」とか、また出てきますよ、絶対。

それをその人の家まで追っかけて行って、「おまえ、解約せんかい」と、できないでしょう。なかなか解約のルールまでは決められないのではないかなと。性善説に基づいた誓約書ルールぐらいしかできないのではないかなと思っています。

織田委員

せっかく今提案があって、少し緩い感じがあっただけいいかなと思って聞いていましたが、ただ、自民党さんの言われる財産権を侵すとい

う意味で言えば、恐らく解約する行為自体が問題なのではなくて、解約しなさいと強要すること、自分の財産であるはずのものを使うとか、あるいは、使えませんか、使えないようにするという強要するようなルールそのものが、多分財産権を侵すと主張されているのですよね。そのおそれがあると主張されているのですよね。

座長                    ちよつとごめんなさい。その前に、財産権というのは個人の財産ですよね。個人の財産を持たせないようなルールをあえてつくっているのです。要は、市の税金のポイントなので、個人の財産ではないようにさせている。

押田委員              座長、気持ちはすごく分かるのです。言葉遊びになっているのは分かっているのですけれども、一応まだポイントというものがどこにあるのかということが、先ほども言われたとおり、透明性と住民の判断に任せるということで、私らが調べるところによれば、クレジットカードというものは個人のものになってしまう。そういうものに議会として強制的なものをかけることが果たしてどうかという話になっているので、今こういう状態になっているのです。

それを今、谷口さんが言われたとおり、会派において責任をとという話になれば、財産権というものが、議会からではなくて、会派の中で進めることになるので、申し訳ない、逃れることができるのですよ。

副座長も言われたとおり、新規のカード及び解約に関することも、会派の責任においてという話になればやはり進めることができる。むしろ、うちはクレジットカード賛成派ですから。

座長

会派の責任というのは、財産権の侵害だとか、そういうことに触れないようにするためにそう言ってくれているということですよ。このルール自体は問題ないわけですよ。ルール自体というか、専用カードを作って、最後、今は解約という部分で誓約書を作って、あとは会派の責任でしっかりやってくださいとすれば、財産権の侵害にはならないということですのでいいですよ。

押田委員

はい。ぶっちゃけた話をすれば、正直言って、もうポイントなんかうちの会派はどうでもいいのですよ。10万円使ったところで1,000円つくかつかないかの話なんかどうでもいいというのは、うちの会派の中であった



話なのです。ただ、ちゃんと法的にクリアにさえなっていれば、この会議で決まったことが法的にクリアになっていけば、もしくは運営上問題なければ、やりましょうと言っているのです。

座長 誓約書を出して、あとは会派の責任でしっかりと処理をしてくださいということになるというか、そういう意見が出ることによって財産権の侵害に当たらないということであれば同じことなのですよ。会派の責任において……。

（「そうそう」と発言する者あり）

座長 だから、誓約書という議会のルールに。今、谷口委員が提案してくれた……。

谷口委員 例えの話ね。

（「例えの話ですよ、誓約書は」と発言する者あり）

座長 そういったものを作って、あとは会派の責任でしっかりお願いしますねということによって財産権の侵害には当たらないということで

あれば、それは問題ないということでもいいですよ。

吉田委員 本当に財産権の侵害に当たるのですか。小さい……。

(「そもそもだけれどもね」と発言する者あり)

吉田委員 前回、全員一致で合意したルールに基づいて、その範囲で情報を出したり提出したりすることは、今課長が言われたようにルールの範囲内—それを超えるではなくて、僕は財産権の侵害には当たらないと思うけど。

座長 そうしたら、専用カードはいいのですけれども、解約のときの誓約書で、あとはしっかりと会派で責任を持って処理してくださいということについて反対の人はいますか。

〔発言する者なし〕

座長 要は、甘いということなのかもしれないですけども。

〔発言する者なし〕

座長                   それはいいですか。  
そうしたルールをしっかりとつくって、会派で責任を持ってやっていただくことが大事なのかなと思うので。  
専用カードについても、今まで議論してきましたけれども、専用カードを作って、それ専用なのだという事について反対の人はおられますか。

橋本委員               確認だけれども、専用カードを作るのではなくて、専用カードを使用するという形ならいいということだろう。「新規で作る」ではなくて、「使用する」にしよう。

座長                   ごめんなさい。何でそう言うかと言うと、今持っているカードにポイントさえ入っていなければいいのです。

（「だから、「使用」でいいのではないかな」と発言する者あり）

座長                   そういうことになると思います。

押田委員               それで、先ほども出た、専用とは言わないけれども政務活動費に利用するカードがあって、

最初のスタートがあって、途中、どうしてもそれを専用で使わないといけないということが、あくまでも個人のカードの規制になってしまうのです。だから、会派の中で任せてもらえればいいのかという話をしているのだけれども、どうしても専用カードにしなければならないのかという議論。

座長 会派でそれだけの管理がしっかりと完璧にできるということは前提としてあるけれども、それ以上にやはりルール、議会としての線引きが必要だから分かりやすいように、要は曖昧になってしまうものですから、しっかりと線引きをして、ゼロから使っていこうと。

谷口委員 ポイントがゼロとなると、今使っているやつを使えないということになってくるから、そのポイントは、例えば何百点であろうが、今のスタートをゼロと見ることはできないものですか。300点あれば300ポイントがスタートと見ることはできるのではないですか。

（「だから、それを言っている」と発言する者あり）

座長 あくまで分かりにくいという意味で言ってい

るだけのことなのですけれどもね。

谷口委員 　ただ、それを今、通常の買物には使わないというルールだけをしっかりと決めておけば、専用カードとみなしてもいいのではないかなと思うのだけれども。

押田委員 　いわゆる利用カードとして。

（「なるほど」と発言する者あり）

押田委員 　利用カードとして。

座長 　でも、専用カードですよ、やっぱり。それにしか使わないのですから。

橋本委員 　「専用カードを使用する」を全会一致で私はいいと思っている。  
本当にそれでポイントがついているからどうだと言われても、それはその人自身の説明が大変ややこしくなるだけだから、一般的に考えたら、やっぱりゼロとか、5ぐらいなら捨ててもいいわというのをスタートにすると思うのです。

座長 　もっと言えば、今ポイントは一切使用しない

という方向性で皆議論してくださっていますけれども、ポイントは使用できないので、最初にどれだけポイントが入っていようが使えないということになるので、正直、それはその時点でクリアできる。確かに専用カードという言い方は一でも、それしか使えないということを見ると、専用カードということになります。

そうしたら、反対はないと思いますのでどうか、こんなことを言ったらあれですけども、皆さんのおかげで様々な観点からいろいろと課題を見つけて、一つ一つクリアできたと思います。改めて言いますが、やっぱり会派でしっかり責任を持ってやるというのは基本ではあるけれども、それだけではなくて、議会としてこの政務活動費のあり方検討会でしっかりと線引きルールを定めていくと。そうでないと、さっきの個人情報の話でもないですけども、明確な対応ができないことになりますので、そういった意味で……。もう1回整理したほうがいいですかね。

(「はい、してください」と発言する者あり)

座長

まず、クレジットカードは政務活動費以外には使えないと。

（「「使わない」でしょう」発言する者あり）

座長 使わない……。使えないということです。  
2番目は……。

（「問題はないと思いますけれども」と発言する者あり）

座長 問題ないですね。  
3番目、議長へ届け出るものとする……。

（「これは「議長」のところを「会派」にすればいいのでは」と発言する者あり）

座長 「会派に届け出る」ということでよろしいですかね。反対の人はおられますか。

〔発言する者なし〕

座長 クレジットカード会社への支払いは一括払いとします。  
ポイント利用の制限。ポイントは利用しません。  
会派による審査、これはいいですね。  
審査伝票に添付する書類。これはこの後また

議論します。

8番目の収支報告書、ポイントの付与等が確認できる書類を証拠書類として提出すること。ポイント付与等の状況を把握し説明できるようにしなければならない。議員はポイントの付与等の状況を把握し、説明できるようにしなければならないと。

（「これは「会派は」でいいのではないですか」と発言する者あり）

座長

会派で。そうですね。証拠書類として、履歴が残る書類を提出するべきかどうかというところがあるのですけれども。会派で責任を持ってやっていただくということになれば、事務局の審査に何か不都合が出てきますか。

（「出ないだろう、ポイントだけなら」と発言する者あり）

谷口委員

あくまでポイントだけでしょう、これは。

座長

ポイントだけです。

谷口委員

ポイントだけだから、当該年度のポイントの付与等の履歴……。



座長                   ちゃんと使っていないですよというチェックになるのですよね。

谷口委員           「書類等を会派でしっかりと把握し、説明できるようにしなければならない」でいいのではないか。提出はしなくてもいいということだよね。

座長                   それでいいですか。

谷口委員           議会事務局に提出しなくてもいいのでしょうか。会派で。

座長                   それをどう思われますかということなのですからけれども。

（「ポイント、要るのか」「会派で保存しておくとかね」「そうそう。求められたときに出せばいいのではないですか」「使わないのだから」「皆さん、手を挙げてください」と発言する者あり）

座長                   手を挙げて、意見があれば言ってください。そもそも収支報告書に現状のポイントをしっかりと出していただくという考えは。

谷口委員 ポイントを使わないということを前提で考えれば、出す必要はないと思います。  
それで、これは年度ごとに会派で保管しておく、把握しておく、それでいいと思います。

吉田委員 それがちょっと、ポイントを利用したかしていないかを担保することはできないのではないの？

谷口委員 会派で保管しているの、例えば何かに使っているのではないのかと思えば、それは、「吉田さん、ちょっと見せてよ」と言えば、会派で見せられるわけだから、それでいいと思います。出す必要まではないと思いますけれども。それを出せと言うと、また個人情報だからどうのという話になってくるのではないですか。

吉田委員 必要な公正さを担保する情報だから、ルールの範囲内の……。

（「そうすると元に戻りますよ」と発言する者あり）

吉田委員 例えば、これは5番のところでも「クレジッ

トカードに付与されたポイントは、一切利用することができない」とあるでしょう。これは「クレジットカードに付与されたポイントは、政務活動費にも、個人的にも一切利用しないこととする」ぐらいにしないと。

座長 いや、その前にもう専用カードになっているので。だから、政務活動以外に使用できないのです。専用カードの時点で使用できないのです。

吉田委員 専用カードになっているとか……。担保できないですよ。あまりにも性善説ではないですか。

谷口委員 吉田委員が言われるように、確かに性善説かもしれないのだけれども、求められれば常に出せる状態ということが大事なのだと思います。

吉田委員 事務局は求めないでしょう。こういう規定になってしまうと求められない、実際には。

谷口委員 求めるのは事務局ではなくて、市民であり、例えば他会派の人間が求めるのであって、それを言われたときに、はい、これですと出せ

る状況にしておけばそれでいいのではないですか。

座長

ほかに意見はないですか。

自分の中では、もしそういった不信というか、疑われる可能性があるのであれば、別にこういったものを最後の収支報告書と共に提出しても何の問題もないのだろうと思うので、明確にするために、できれば提出したほうがいいとは思っているのですけれども、皆さんはどうですか。

橋本委員

私は別に必要ないと思っていますし、ここまで言ってポイントを使うやつはいるのか。もういい加減にそういう考え方をやめたほうがいいのではないかなと思っています。

座長

それは当然そうなのです。だから、それを証明として出すことについて別に反対する理由もないのではないかなと思うので、そうであればそれをつければいいのではないかと。

議会事務局参事  
(庶務課長)

座長、1回協議させていただきたいのです。  
ちょっとお待ちください。

〔協議〕

座長

これは収支報告書の保存及び閲覧、透明性の確保という部分で、「収支報告書等は、議長において、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すととともに、使途の透明性の確保に努めるものとする」というところがあって、もしこれを会派の責任でやるのだったら運用指針から省いていただくということになるのですけれども。

自分の中では、しっかりとクレジットを支払っていく上で間違いないですよという、ある意味根幹的なことなので、これぐらいは提出すればいいのではないのでしょうかというのが自分の思いとしてもあるのですけれども、皆さんはいかがですか。意見はありますか。だから、議長に提出するということなのです。

谷口委員

そもそも指針にどう書くのかだと思っておりますが、指針に報告書と共に議長に提出するとするのか、年度ごとに会派で保管すると指針に書いても何ら支障はないのかなと思っている。

座長

会派で保管するのであれば、議長に提出することとか、何も問題ないというか。

谷口委員

そこで、先ほど自民党会派から言われた、個

人のものを出すというところにまた戻ってしまうのが嫌だなと危惧しているだけで。

結局、カードの管理も会派でやると言っているのであれば、ポイントも会派に責任を持たせてしまったほうがいいかなと。別に会派で持つことと議長に出すことは何ら変わらないのだけれども、出せと書いてしまうと、また反対してくるのかなと。

村石委員

収支報告書の数字の中身とポイントの関係は一切関与していないので、前段の部分は削除して、ただ、「会派はポイントの付与等の状況を把握し、説明できるようにしなければならない」と、会派の責任を明確にする文章だけでいいと思うのですけれども。要は始まり—例えば2023年4月1日の明細でもいいです—それと、年度末の来年3月31日までのその2つあれば、ポイントが増えているか増えていないかが分かるわけで、そういうものを会派としてちゃんと持っていれば、実際、誰々議員のカードはこうであって、年度末はこうでしたという証明さえできればいい話だと思っています。関与していないのですから。

座長

要は、それを指針に入れても何も問題ないですよ。

村石委員 問題ないと思います。

座長 ですね。

議会事務局参事  
(庶務課長) 結局は、村石委員のおっしゃったとおり、会派で管理していかれるということになれば、特に収支報告書には提出されてこないことにもなってきますので、そこはもう議長としたら何ら関与のしようがない話になってまいります。

使うに当たっても、今ほど言われたような最初の入り口部分といいますか、その部分の方針だけを指針の中に盛り込んでいくということなのかなと思いますけれども。今の話を整理していくと。

(「指針には入れられるということ?」「入れられるの?」と発言する者あり)

議会事務局参事  
(庶務課長) その方針的なところをですね。

座長 入れられないのかなと置いていろいろ……。

議会事務局参事  
(庶務課長) 今、管理するみたいな形にはなっているので、それは当然指針の中でこういうルールが決まっていて、議長としてはきちんと適正な運用をされているのだという調査権があって、その責任も当然あるということになってくるので、そうすると、そこはきちんと出していただくものは出していただきたいという話になるのですが、その部分に管理してチェックしていくというところがないのであれば、議長として関与の仕方がないので、もう何もしようがないと思うのです。

クレジットカードを使うのだという方針そのものは、今現在使えないとなっていますから、そこを使う上でこういう使い方をするのだという方針を皆さんで決めたところを出していただくことになろうかと思います。

座長 皆さん、どうですか。会派の責任をしっかりと持ってやっていく。個人情報云々という、それもどうなのかはっきりとした指針がないのですけれども。

議会事務局参事  
(庶務課長) 個人情報保護条例上は特に問題ないと。

(「抵触しない」と発言する者あり)



座長 当然議長にはそういう責任があるので、逆に議長に見てもらうのであれば指針にしっかりと明記する、それが個人情報だと思うので、そこら辺は何の問題もないと思います。

高田委員 8番の「ポイント履歴の提出」となっているところを「ポイント履歴の管理」か何かに変えて、それで、提出するわけではないので、「当該年度のポイントの付与等の履歴が確認できるものを保管して、議員及び会派はその状況を説明できるようにしておかなければならない」というような形にすればいいのではなかろうかと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 ほかに意見のある人はおられますか。今の意見に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 金岡さん、さっき手を挙げられていたけれども。

金岡委員 大丈夫です。

座長

大丈夫ですか。

ルールとしてしっかりと各会派で管理していきなさいということはしっかりと強調したというか、指針に盛り込むことにさせていただきます。

それでは、あと9番になりますけれども、9番に関しては、議長に証明書、解約したという証拠を提出しなければならないと今現状なっているのですけれども、先ほど言っておられましたけれども、これに関しても会派でしっかりと責任を持っていただくという方向でよろしいですか。

先ほど谷口委員の意見として、やはり線引きとして最初に誓約書を提出すると。最初に提出するという案だったのですか。

谷口委員

自分の中では、解約または誓約書でいいのかなと思っています。解約するか、または解約しないけれどもポイントは使いませんよという誓約書が出ればそれでいいのかなと思っています。

橋本委員

この目的は、要するに議員辞職後もポイントを使わないということでしょう。だから、議員辞職後もポイントは使用しないという一

文でしかないのではないのかなと。

そのために解約する人もいれば、俺は使わないからこれでいいやという人もいればということで、とにかく辞職後もポイントは使わないということはこの指針の中で示していくということでは。甘い？

座長 どう思われますか。

そのポイントはどこに行くのという話。そのカードがある限り。

橋本委員 それを追いかけることは難しいのではないかなと思う。

座長 難しいけれども。

金岡委員 もろもろのことも含めて、クレジットカードの届出のときに、ただし書で、「本カードは辞職時、それ以降、使いません」みたいな感じの一文を書いた状態で届出すれば、辞められるときに何も求めることはないし、そこで約束するというか、本当にそれで十分ではないのかなという思いがあるのですけれども。

(「それも誓約書だ」と発言する者あり)

座長 証拠を示せではなくて、解約をしなければならぬというの、財産権の侵害に当たるのかな。

押田委員 ちょっと財産権に。

座長 それは何ともおかしな話ですけれども。ただ、ポイントの私的利用はさせないというところが一番大きなところなので、それをさせないために何かいい案はないですか。

橋本委員 今の金岡委員の案でもいいのではないのかなと思う。このカードを使いますという使用届のときにポイントは退職後も使いませんという誓約書を取れば、もしかしたら一番楽なのかもしれない。でも、それを守るか守らないかはもう最終的にはその人だから。

座長 ポイントというのは微々たるものだと言いつつながら、長い年月このポイントを使わないわけなので、結構たまっていくのですよね。ちょっと個人的な部分もあるかもしれないですけども、非常にそのポイントがどういう使われ方をするのか気になるといえば気になるなと感じているのです。

村石委員

私はよく分からないのですけれども、ポイントがどれぐらいたまるのかということ自身が発想としては分からないのですけれども、ただ今日のQ & Aの中身を見ると、個人のものであるということで、議員辞職した後に使ったとしても法的には何も触れませんよね。法的には。ただ、倫理上というか、政務活動費を使って得たポイントを個人の財産として使ったという倫理上の問題だけであって、法的な問題としては発生しないと思うのです。このQ & Aを読むと。

ただ、使うこと自身はやはりよくないという合意を得た上で、やはり得たポイントについては使用しないということのを会派としてお互いに誓約するというか、会派の中の議員同士で拘束し合うというか、その程度にならざるを得ないと思います。

解約まではちょっと……。新たにまた作らなければいけない人もいるかもしれません。私はあまりカードを持っていないので大丈夫ですが。だから、解約までは厳しいのではないですか。

座長

解約について何か意見のある人はおられますか。

谷口委員 さっきから何回も言っていますが、解約まで求めるとちょっとハードルが高いのかなとは思っただけけれども、でも、気持ち的に、座長が言われるように、終わった後はどうするのかということであれば、買取りでもいいのだけれども、さっき橋本委員が言ったように、そもそも最初から使わないよと明記しておけばそれで終わる。

だけれども、これを自民党会派が持って帰ったときに、そもそも誓約書を最初に書かないといけないのかと、またなっても困るぞと。であれば、解約または誓約書という文言にしておけば、辞めたときでいいのかなという思いはあります。

座長 何か反対意見がある人はおられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 そうしたら、そのような形で運用していくということでもよろしいですかね。

（「文言の確認」と発言する者あり）

座長 その前に、この後、寄附と分けて議論しよう

とと思っていたのですけれども、それも含めた形でさせていただいたので、もう1点あるのですけれども、1番目の中ほどから、要は、今この時点では個人でしか使えないとなっているのですけれども、このことについてははっきりとさせておきたいと思います。前回の議論の中では、まとめて購入しないと意味がないというか、それだけ安くなる、また、新幹線でも個人個人でそういったことをしていると席が離れて不都合が出てくると。それよりもやっぱり効率的に誰か代表者がしっかりとまとめて購入して、その領収書なりをそれぞれが、審査書についてはこの方にまとめて添付してありますといった方向にするべきではないかという意見もあったのですけれども、このことについて御意見を伺いたいと思います。

金谷委員            私たちは不要だと思っています。だから、「また」から下は要らないのではないかなと思います。以上です。

座長                要らない。

（「賛成」と発言する者あり）

吉田委員 僕も要らないと思う。要するに明細が分かればいいのです。

（「そうです」と発言する者あり）

吉田委員 3人で視察に行ったときの旅費、ちゃんと3人分を一括して払うと。その明細が明確に分かれば全く問題がない。

（「そのとおり。異議なし」と発言する者あり）

座長 反対の人はおられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 では、そのように。

（「共通経費」と発言する者あり）

議会事務局参事 共通経費を個人、議員が立て替えたものを、  
（庶務課長） 何か立て替えた的にされるのでしょうか。

座長 クレジットカード払い……。



議会事務局参事 共通経費の支払いなのですが、それを議員が  
(庶務課長) クレジットカードで立て替えられる。今までは会派の口座から口座振込みで支払いをしておられたと思うのですが、それをクレジットカードで……

(「それでもいいよということ」と発言する者あり)

議会事務局参事 でもいい？  
(庶務課長)

谷口委員 全てクレジットカードにしろと言っているわけでも何でもないので、今、国もキャッシュレスを進めているのだから、これはクレジットでもいいと。

ただ、今前提として先払いしておきなさいよということなのだから、一旦は立て替えないといけないのだから、別にそれは何に使っても一何にと言ったらまた言葉が悪いかーいいと思いますよ。

織田委員 事務局、何か不都合が想定されるのですか。

議会事務局参事 具体的にと言われるとちょっと分からないの  
(庶務課長) ですが、これまでの支払いの考え方からかな

り変わってくると思いますので。

指針の7ページにございますけれども、要は、今までの考え方、従来の考え方というのは指針の中では、会派の共通経費については会派から債権者に口座振込みをするという考え方で、それ以外の議員個人の方の活動によるものについては、議員個人の方が一旦立て替えた上で、そこに後から会派が口座に振り込むという考え方があります。

あくまでも政務活動費というのは会派がお金を預かって、会派が支出するものなので、そういう考え方を取っているわけですね。この左側、会派が直接債権者に払うべきものを、議員の方が一旦個人で立て替える形になるのですが、それは経理的に見るとものすごく不自然な形になるのですが、あえてそれもできるといふうにされるといふことでよろしいですか。言い方は悪いかもしれませんが、ものすごく不自然に見えてしまうもので。

吉田委員

今の課長の説明を聞いて訂正します。

共通経費はやっぱり入れない。こういう場合は駄目だとしたほうが、今の説明を聞くとそう思います。

ただ、視察などに3人で行く場合に、3人分の旅費というのは認めてもいいのではないか。

共通経費とはまた違った意味で。どう書くかは別としてね。

橋本委員

そのためにこの「また」から下をバツにしようかという話。だから、どちらの支払い方もできるのですよ、結局は。そういう形だと思おうのです。

それで、当然視察なんかは個人のやつかもしれないのだけれども、それを誰か1枚のカードでまとめますよというだけで、立替えはそれぞれの議員が……

(「それだと違いますね」と発言する者あり)

橋本委員

違う？

(「共通経費の話でしょう」「事務費の話」と発言する者あり)

橋本委員

これ、視察ではなくて？

(「違う、違う」と発言する者あり)

座長

共通経費全てに関わってきてしまうものですから、これを全て認めると、ちょっと弊害があるのかなということはあるのですけれども。

現実、共通経費をクレジットで払うというのはちょっと考えにくいかなとも思うのですけれども、でも、実際にそういったことがあると、またしっかりと明確にしておかないと。曖昧にしたくないので。

そう考えると、金谷委員はどうですか。なくしてしまってもいいですか。

高田委員

ちょっといいですか。会派の共通のものなのですけれども、急遽何か必要なものがあって、普通であれば、備品だったり消耗品だったり、は会派に直接持ってきてもらっていますけれども、今すぐ必要で、ケーブルが足りないからすぐ買いに行かないといけないと、すぐ事前審査、会長に判こをもらって買いに行きましょうみたいになったときに、現金であろうと、カードであろうと、誰かが立て替えてやるわけですね。私はそういうことをイメージしてオーケーではないかという話を会派でしていた。通常であれば多分そういうケースは出てこないと思うのですけれども、あまり想定しないけれども、そういうケースがあるなと思ったのですけれども。

谷口委員

共通経費を払った場合でも、結局カードを使用する場合は、カードの引き落としまでは出

金しないという形になっているのだから、そのルールを当てはめていけば問題ないのではないのかなと思うのだけれども。

直接払ったからといって先に議員に渡してしまうと、そこでタイムラグができるからややこしいけれども、要は引き落としまで出さないことにしておけば、カードの通常の支払いと同じルーティンでいけば問題ないと思います。

座長

問題は絶対ないと思うのです。支払いがカードだろうが何であろうが、立替払いで、後からしっかり政務活動費から支払われるということ。

ただ、事務的におかしいというか不自然さが、会派のものなのにと。

谷口委員

課長、この指針の7ページの支出及び完了報告で、会派から債権者に口座振込みと書いてあるではないですか。この債権者をカードを使う人と捉えればそれでいいのではないのですか。その考え方は違うのかな。

議会事務局参事  
(庶務課長)

立て替えた場合に、立て替えた方が債権を持っているというお考えですよ。

谷口委員　　そう。

議会事務局参事　そう読んだらそうなのかもしれませんが……。  
(庶務課長)

谷口委員　　読もうよ。

議会事務局参事　今回のもともとのクレジットカードの利用を  
(庶務課長)　認めていこうという趣旨からいうと、もともとは議員の方が立替払いをしていると。そこに関してクレジット払いをしていっていいのではないかというお話だったと思うのですが、今その部分を超えたところで認めていこうという話になるのではないかと思うのですけれども。

座長　　クレジットだろうが立替払いだろうが、全部立替払いにして。

吉田委員　　共通経費まで広げる必要はないと思うよ。

座長　　入れる必要がないと。  
前回、共通経費等は入れる必要はないという論点、要は会派3人で旅費だとか、そういったことは代表者にと。それはそうと明記しなければならなくなるのかなと思うのですけれ

ども、要は特定のそういったことに関しては  
という条件付の使用を認めると。そのほかの  
会派の経費は認めないということですかね。  
それなら賛成できるということによろしいで  
すか。村石委員、よろしいですか。

村石委員      いいですよ。

座長            いかがですか。

（「それでいいと思う」「いいと思います」  
と発言する者あり）

金岡委員      本当はそれでいいと思うのですが、イン  
ターネット等で、サイボウズとか、そうい  
ったものを契約するときに、クレジットカード  
でないと契約できないものがあると思うの  
ですけれども。

（「何？」「サイボウズ」と発言する者あり）

座長            ごめんなさい、何？

金岡委員      サイボウズ。グループウェアみたいなもの。  
会派でグループウェアとかを……。

議会事務局参事      サイボウズグループウェアは分かります。  
(庶務課長)            グループウェアについては、タブレットを皆様にこれから配付させていただきます。その中にマイクロソフト365というものが入っています。このタブレットについては、公務もそうですけれども、政務活動でもお使いいただく前提でマイクロソフト365を入れていますので、それ以外の、サイボウズを使うことは駄目だとは言いませんが、ただ、その際は政務活動費を当てられないのではないかと。そこで矛盾が出てくるのではないかと思いますので、それは無理ではないかと今私は思います。

金岡委員              今例えばでグループウェアの話をしましたけれども、何かほかにもクレジットカードでしか決済できないものが多分あると思うのですけれども、そのときに使用できなかつたら不都合が生じるのではないかなと思うのです。例えば、通常ならクレジットなのですけれども、今はクレジットカードがないためにひとつ代理店等をお願いして、手数料を上乗せして直接支払いするようなことがあると思うのですが、それが今、クレジット払いができることになるのならば、クレジット払いができるものに関して、そういった契約のときには



使えるようにしておかないと後々困るのではないかなと。

座長                   それは主に物品というか。

金岡委員           物品ではなくて。

座長                   相みつとか、いろいろ取ったりするので、結構やっぱり業者を通じてという方向になる。いろんな電化製品というか。そういうイメージでいたのですけれども、そうではなくて、ネット上でほかに何かそういったことが起こり得ると。

橋本委員           まず進もうよ。今まで何もできなくて、ずっと全部いろんな代理店などが入って、やっぱり高いお金を払っていた。でも、今は一歩進めて、少なくともやっぱり視察などは安く行けるよと、少し安価に行けるよと、まずそこから進めていこうよ。一つ一つ例を出していたらなかなか難しいし、また今後の課題ということで、どうかな。

座長                   よろしいですか。  
そうしたら、反対の人はいらっしゃいますか。  
皆さん、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

では、そのようにお願いします。

次に行きますけれども、先ほど少し出ていました支払い方法といたしますか、クレジットカード会社への支払いが収支報告書の提出期限に間に合わない場合の対応をしっかりと取決めとしてやっておきたいと思うのですけれども、前回までは、皆さんの意見として収支報告書の提出期限までにクレジットカード会社への支払いが間に合うものにしか使用できませんということはどうですかと、そこまで議論していたかと思うのですけれども、このことについて反対の方はいらっしゃいますか。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長

クレジットカード会社によってだと思えますけれども、1か月半後、2か月後ぐらいに実際の支払いになるので、1月、2月になってきたらクレジットカードを使っただけの支払いはやめていただくと。逆に言えば、そこでクレジットカードを使って支払っても、それは政務活動として認められませんということにな

るということです。それで大丈夫ですか。

（「はい」と発言する者あり）

座長 異議のある人はいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 では、異議なしということで、そのようにさせていただきます。

議会事務局参事 申し訳ございません、ちょっと確認ですけれども、支払いの際にクレジットカードを使ったと。それで、そのポイントに関しての書類—事後審査の書類かと思えますけれども—そこに添付されてくるということでしょうか。

（「会派で管理ということだよね」と発言する者あり）

議会事務局参事 会派で管理ということですよね。  
（庶務課長）

（「つけないということでしょう」と発言する者あり）

議会事務局参事 私、先ほど収支報告書に何も上がってこない  
(庶務課長) のですかと確認していたかと思うのですが、  
上がってこないという理解を私はしていたの  
ですが。

(「いいと思います」と発言する者あり)

議会事務局参事 だとすると、要は収支報告書に間に合うか間  
(庶務課長) に合わないかという話でどう取り扱うのかと  
いうことを申し上げていたので、いつまでの  
分を適用するか適用しないというところが  
関係してくるのかなと思ひまして、ちょっと  
確認させていただいたのですが。  
ちょっと想定ができなかったので、その関  
係がどうなるのか。

座長 実際、通帳からクレジットカード会社への支  
払いがあった時点で事後報告書を出すとい  
うことですよね。  
間に合わなかった場合というか、間に合わ  
ないというのは間に合わない……。

議会事務局参事 事後審査の書類については、口座からの引き  
(庶務課長) 落としがあった時点では出るということは変わ  
らないわけですか。

（「変わらない」と発言する者あり）

議会事務局参事　　そういうところで影響があるということですね。  
（庶務課長）

座長　　はい。

議会事務局参事　　事後審査を出せるタイミングは5月以降になる可能性があるということで、ポイントについての書類は何もないのですけれども、5月以降になると。その場合には……

座長　　認められない。

議会事務局参事　　認められないと。分かりました。  
（庶務課長）

座長　　それで今、合意を得たつもりなのですからけれども。よろしいですか。

（「3番のことを言っているのだろうか？」と発言する者あり）

座長　　そうです。案3ということですよ。

（「3なら問題ないと思います」と発言する

者あり)

座長

では、そのようにさせていただきます。

次の協議事項に移ります。

協議事項の2番目、タイムレコーダーの運用方法等について、6月に開催した検討会において、購入方法や設置場所等、具体的な運用方法等について協議を行いましたけれども、詳細な検討にまでは至らなかったところであります。

それで、ここで改めて、提案者の谷口委員からの御意見といたしますか、提案といたしますか、お聞かせいただきたいと思います。

谷口委員

この政務活動費のあり方検討会でなかなか全会一致にならないものをせっかく全会一致にさせていただいたので、ぜひ設置に向けて進んでいきたいと。

あとは、タイムレコーダーを誰が購入して、どこへ設置するのかが残っているところでもありますので、事務員のタイムカードということになれば事務経費の中で見ていけばいいので、政務活動費で我が会派が購入して、事務局に設置させていただきたいと。利用に関しては、全会派がそれを利用して、タイムカードー紙ベースのものに関しては各会派で購入

して管理していただくということで進めていただければと思っております。

設置に関しては、事務局と協議していただければと思います。

座長

提案者ということもあって、今、谷口委員から機械を購入すると。申し訳ないのですけれども、当然、維持管理もついてくることにはなると思いますがけれども、その上で、ほかの会派の人たちはカードはそれぞれで購入していただいて運用していくという方向でどうかという案でありました。

設置場所について、今まであまりよくないなという話もあったのですけれども、事務局に1つ置かせていただくと確認しておりますので、そのようにさせていただいて、それぞれ利用していただくということで、反対意見のある方がおられましたら伺いたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田委員

機械は谷口さんのところが買ってくれるのですか。

谷口委員

はい、買います。

座長

今、一応決定しましたけれども、タイムレコーダーの導入の目的は労働時間の適切な管理ということになりますので、運用開始後には、タイムレコーダーの時間に基づいて、例えば超過勤務が発生すれば残業代の支払いだとか、会派には労働基準法にのっとった適切な労務管理が求められることになります。また、残業に対して市民への説明が必要になってくることも考えられる。また、タイムレコーダーに限った話ではないですけれども、コンプライアンス上、当然のことですけれども、それぞれの会派において適切な運用を行っていただくことになりますので、そこら辺はしっかりと理解をした上で、会派でしっかり責任を持ってお願いしたいと思います。  
よろしいですか。

織田委員

指針の中に、備品の部分があって、2万円以上になると備品扱いということで、指針上は会派の控室で使えと書いてある。

谷口委員

それも調査済みで、2万円以下のもので関係ないと思います。

座長

それでは、そのようにさせていただきます。



よろしく申し上げます。

一通り、一応終了しました。

ここで、皆さんから何か、今までのことを含めて、御意見があれば申し上げます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長

ないですか。

そうしたら、皆さんに相談をさせていただきます。前回、全会一致となったガソリン代について、2点ばかり、協議させていただいたのですけれども、具体的な運用についていろいろと疑問が出てきまして、1つは、例えば県内の2か所に視察に行く場合。例えば1か所めは市内、2か所めが市外、そういった場合のルートの算定については、市外しか認めていないので、当然市役所から市外の目的地までのルートの算出ということによろしいですか。

（「はい」と発言する者あり）

座長

異議はないですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 よろしいですね。そのようにさせていただきます。

議会事務局参事  
(庶務課長) 今の点で確認ですが、一旦市内に行くと。例えば市役所から婦中のふれあい館へ行きましたと。その先の市外が、例えば高岡市役所へ行きましたと。そうすると、高岡市役所だけを考えると、市役所から旧8に乗ってまっすぐ行けばいいのですが、そのときに一旦ふれあい館へ行った場合のルートはどういうふうに考えればよろしいですか。単純に富山市役所から高岡市役所だけ。市内の用務先は一切考慮しないと。

(「一切なし」「そのほうが分かりやすくもいいのじゃない？」と発言する者あり)

議会事務局参事  
(庶務課長) 分かりました。市外の……

座長 直通のルート。では、そのようにさせていただきます。

2つ目なのですけれども、運用指針の36ページ、交通手段の項目なのですけれども、ここでは、原則として公共交通を利用すると明記されていまして、「公共交通がない場合や

極端に利便性が悪い場合」などに自家用車の利用、もっと言えば、タクシーだとかレンタカーも含みますけれども、使用を認めるという文章がありまして、例えば高岡市役所に視察に行くときは「公共交通がない場合や公共交通の利便性が極端に悪い場合」とはなかなか言えないということで、実際、公共交通を利用するのかという話なのですけれども、変な話、車ですよ。自家用車を利用する。今現在、原則として公共交通を利用しなさいと。不都合がある場合—不都合といいますか、市民の理解が得られるということも含めて—であれば、自家用車等の利用を許すという現状になっているのですけれども、実際、こういう書き方をされると、やっぱり公共交通を利用するのが原則なのだと言われると、では、公共交通を使うのか、それでいいのかという話なのですけれども。

谷口委員 「これら以外の」の一番最後に「最も経済的な通常の経路及び方法」と書いてあるから、それで賄えるのではないかと。

座長 本当にそれでいいのかということなのです。要は、車で行ったら経費的にちょっとかかるのだということになったら、実際に公共交通

を利用しますか。県内に限っての話ですけれども、公共交通のほうが安いのであれば公共交通を利用しなくてはならないのですけれども、車で行くのではないかなと思ったのです。公共交通のほうが安くなったとしても。

高田委員

原則はこう書いてあるのですけれども、例えば視察に1人で行くわけではないと思うのですよ。2人とか3人で行くと、公共交通を3人分掛けるよりも、ガソリン1台で移動してくるほうが経済的にはよくなるというのも1つありますし、あとは、駅に着いてすぐの場所かどうか。高岡とは言っても、そこからまたバスの乗換えにすごく時間がかかってとか、先方のこの時間ならいいですよと言われたところにちゃんとつないでいけないという理由が立つのであれば、いいのではないかなと思うのですけれども。

座長

それで済ませますか。

議会事務局参事  
(庶務課長)

今ほどの御意見なのですが、経済的ということの前に、この36ページに書いてあるのは、「前記の交通手段がない場合や便数が少なく極端に利便性が悪く行程の遂行に支障がある場合」と言っているわけです。その場合は、

経済的な方法に合致しているかどうかを比較すると言っているので、まずは、公共交通機関がないとか、そういう状況が必要なわけですね。

なので、県内の視察に関してはなかなか現実的ではないところがあるのではないかなと思ひまして。

谷口委員 県内の視察に関して言うと、便数が少なく極端に利便性が悪く行程の遂行に支障がある、どこに行ってもこれに当てはまります。

〔発言する者あり〕

谷口委員 当てはまります。

議会事務局参事 (庶務課長) そこは解釈になってしまうので、そういう疑義がないように……

谷口委員 疑義は出ないです。

議会事務局参事 (庶務課長) ですから、「県内の視察を除く」とされたらどうですかと、端的に言いますと、そういう思いもあるのです。

座長 自分の中でも県内の視察は車で行かれるので

はないかなと。そういった原則、公共交通というものを除いてもいいのかなとちょっと思ったものですから、皆さんの意見を聞きたいと思います。

橋本委員

私はこれを常々本当に疑問に思っていて、今は県内の話をしているのかもしれないけれども、そもそもその文が、県外でもやっぱりいろんな視察、1日のうちにこことあそこと行きたいよといったら、それは車のほうが早いよねということがあるのです。だから、その場合はレンタカーを使えるとか。でも、レンタカーはやっぱり高いよね、では、公共交通機関のほうが安いから公共交通機関で行かないとね、みたいなことに今の場合はなっているのです。

だから、その指針自体もこの際、思い切って変えるのも1つかなという思いがあるのだけれども。

座長

指針を変えるということ？

橋本委員

要するに、今は県内だけの話をしているけれども、県外視察のときもやっぱりそういうことはあり得るので、だから、指針自体がちょっと、やっぱり公共交通機関が先に来るとい

うやつをもう少し軟らかいというか、車を使ってもいいよというような感じに変えていけないかなというところ。

座長                   でも、あり得るといえるか、このとおりでオーケーということではないですか。違いますか。

橋本委員               今、県内で言っていたのでしょうか。

座長                   今は県内の話だったのですけれども、橋本さんが言われるのは県外に關してもということでしょう。だから、県外を……。当てはまらない？

橋本委員               やっぱり電車のほうが安いということが成り立ったら、まずそれで行けよということになってしまうのです。

村石委員               私は橋本委員の意見が合っていることはあると思うのです。「極端な」というところが非常に拘束力が強いところで、極端というのは、本当にもうそれしかないのだということがあるので、やっぱり「極端」という言葉をなくすとか、「そういうものを考慮し」とか、やはり指針を見直したほうがいいと思います。特に、例えば富山、高岡だって、バスは、時

間帯にもよりますけれども、30分に1本ぐらいなのです。そういう意味で考えると、待ち時間が多くなったりするし、あいの風とやま鉄道で行けば、高岡駅でまた電車乗り換えたりしなければいけないということなので、やはり時間が少しかかる場合がある。

そういうようなことから考えると、そういうことも考慮しながら、最終的には議員あるいは会派が説明できる範囲で交通手段を決めていくという指針に変えたほうが私はいいと思います。それが実態なので、現実的なのです。

座長                   それは、今でも理由書をつければいくらでも行けるのではないですか。

村石委員            県外の視察に行って、こちらは時間を短縮するためにタクシーを使ったのですけれども、事務局のほうでいろいろ調べて、ここでこういうことがあるからこれは認められないというような指摘を受けたことがあって、厳密に「極端な」というものが適用されているのが実態です。

座長                   今そこまでの議論をするつもりはなかったのですけれども、どこまで理解を得られるのか。やっぱり公共交通のほうが安い部分があるも



のですから。

(「はい、それはあります」と発言する者あり)

座長                   それがああるから、こういった書き方と言い方になってしまるところがあると思うのですけれども。

橋本委員               公共交通のほうが安いということがああるといったら、県内もそうじゃないかと言われてしまふよ。

(「そうそう」と発言する者あり)

橋本委員               2人、3人で行くということをおさっき高田委員が言ったけれども、1人で行く視察だああるからね。そのときは駄目だけれども、2人、3人だったら車でいいよという議論になってしまふよ。

だから、公共交通機関をどうしても中心に持っていかなければいけないのだったら、それはそれで全体に当てはめればいいし、そうではなくて、やっぱり効率を第一に考えようよということだったら、県内に限らず、県外だってそれはあり得る話だと。

効率というものをやっぱり初めに持ってきてほしいなと思っている。

座長 なるほど。これはまた次回に。  
そうしたら、県内、要は市外に関しても触れずにこのままいきます。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 では、そのようにさせていただきます。

村石委員 このままいきますっていうのは、変えないってことですね。

座長 はい、変えないということです。

谷口委員 何か案を持っておられたのですか。

座長 いや、今現在は何も対応していないというか、結局は指針的には公共交通が初めに来ているので、それは市外の県内に関しても当てはまってしまうものですから、本当にそれでいいかなとちょっと疑問があったものですから。

（「課長、何か案を持っておられたのか」と発言する者あり）

議会事務局参事 (庶務課長) 私が先ほど申し上げたのは、例えばですけれども、県内の視察に限ってはこの原則を除くとする、そういうことも考えられるのではないのでしょうかということで申し上げたところです。

座長 でも、今の流れでいくと、書かないでという感じですね。改めてまた議論すればいいと思います。今の状況でいいでしょう。県内だけを特別扱いはしませんということで行きます。

織田委員 さっきの話に戻って恐縮なのですが、1つだけ確認させてください。  
さっき市内の視察先に行ってから市外の視察先に行きますというときに、経路的に認められるのは、市内の部分ではなくて、実際のルートとは違うけれども、市役所から市外のところを結んだところだという話でした。それはそうなのですが、そうしたら、事前審査とか報告書に記載する書きよう、そこには市内の視察先は書くのですか、書かないのですか。

(「書かない」と発言する者あり)

織田委員 書かないと。そうしたら、時差ができてもいいわけですね。

高田委員 いや、書くでしょう。

織田委員 えっ？書くということですか。

高田委員 交通費の計算をするときに書かないだけで。視察に行くのですよね。行って、報告書を書くのですよね。書くのではないですか。

金谷委員 書くけれども、交通費の計算のときだけ……。

織田委員 ありのままに書いて、ただ、請求する部分にはそれは入らないという解釈でしょうか。そういう理解でいいのですよね。

（「事実を書いたほうが」と発言する者あり）

座長 実際、そういうところは今もあるので。次に、協議事項の3番目に行きます。運用指針の改正（案）についてであります。お手元には、前回までの検討会で全会一致となった新旧対照表をお配りしております。まず、改正（案）について、事務局より説明させていただきます。

議会事務局参事  
(庶務課長)

今年度、各会派から提出していただいた課題については8件ございました。昨年度からの引継ぎ事項が1件ございまして、全部で9件について協議を行っていただいたところです。今回までに合意いただいたのが、富山自民さんから提案いただきました、視察等に複数人で参加された際の参加者の共通資料を、代表者の方を定めて、そこに添付して省力化を図るということがまず1つ。

2点目として、今ほども御議論ありましたが、県内視察における私有車の利用におけるガソリン代について、県内移動を認めるということ。

3つ目が、誠政さんから出していただきました、会派内で視察等に行く際に、参加人数分の見積書、請求書等を1つにまとめることができるようにするという事。

4つ目には、気魄さんから提案のありましたクレジットカードの使用を認めるということ。最後に、同じく気魄さんから提案のございました議会共用のタイムレコーダーの設置という5つが合意いただいたということでございます。

それで、それぞれについて指針を改正させていただくということで、A3の大きい資料を

御覧ください。新旧対照表ということでつけさせていただきました。

まずは、最初に新旧対照表の横に「（添付資料の省略）」と、富山自民さんから提案いただいた、そこについて説明いたします。

まず指針の17ページでございます。これは支出の証拠書類の一覧表の資料でございます。この資料の一番下に今回合意いただいた「会派内の参加代表者の審査書に添付することで、他の参加者は添付を省略することが可能」とアスタリスクをつけて入れまして、それがどれに該当するのかということですが、まず先進地視察等についての旅費計算書、旅行会社の見積書、現地対応者の名刺及び対応状況写真、要請書等提出相手先の名簿等、これらについて適用します。

同じく、会派主催の研究会等においても、会場開催状況が分かる会場、参加状況等写真に適用します。

続いて、その下の各種団体主催の研究会等におきましては、旅費計算書、見積書、名刺、風景写真、そういったものに適用します。

そのような形に改正を行うものでございます。続いて次のページになります。ちょっと順序が変わりますが、誠政さんから提案いただきました件についての改正です。

指針の46ページが政務活動費の会計処理について記載している箇所でございます。(4)のウについて、「鉄道賃について、みどりの窓口で」ということで、場合を限定して書いていたわけですが、この部分を省略して、「2人以上の分を1枚の領収書にまとめた場合」という書き方で、今までみどりの窓口に並んだ場合だけに限定していたものを取ったということでございます。

その次の47ページについても、ここは領収書受領に当たっての留意事項を記載しております。領収書、請求書、納品書もそうですけれども、宛名の書き方として、左側の改正前では同じく「鉄道賃をみどりの窓口で」と記載していたところを取りまして、「2人以上の分を一括して購入する場合」としております。

ここで気をつけていただきたいのですが、議員お一人でお使いになられる場合、これはあくまでも会派及び議員名を書いていただくというのがまず原則としてあります。その例外として、2人以上の場合には会派名でよいという記載になっておりますので、そこはお間違いのないよう御注意いただきたいと思っております。

続いて、先ほど御議論いただいたガソリン代

についてです。これにつきましては、19ページにまず各経費項目別用途基準がございまして、その中の調査研究費の中に関連費目の例示というものがございまして、調査研究費にこういったものがあるのか例示しているわけですが、この中のガソリン代、改正前は「ガソリン代（県内不可）」とありましたが、「（県内不可）」というところを「（詳細は、37ページ「自家用車」の項目を参照）」とまず訂正させていただきたいということです。

それで、37ページへ行きますと、これまでこの指針の中で「私有車」と「自家用車」という2つの言葉が出てきておりました。一般的に「私有車」という言い方はあまりしないのではないかなということで、「自家用車」に今回言葉の表現をまず統一させていただいております。「私有車」を「自家用車」にしたと。

その上で、県内の視察を認めるということで、改正前の分を利用しまして、「市内移動に伴う燃料代は支出することができない。ただし、市外の活動に向かうための市内部分については支出することができる」という規定でいかがかと思っております。また、県内の移動については視察の場合に限るということで前回合



意いただきましたので、その点を新たに、丸の2として、「県内移動に伴うガソリン代は、視察の場合に限り支出することができる」という一文を入れたものであります。

その次に、これまでガソリン代の積算をするに当たっては、行程2キロメートル以上の移動の場合と記載して、1キロメートル当たり37円と記載していたところでございますが、これについては、まず「ガソリン代の積算に当たっては」といたしまして、「富山市役所を発着とし、富山市旅費支給条例第12条に定める1キロメートル当たりの単価を準用し算出する」ということで、仮に旅費支給条例に変更があった場合には、その単価に変更後のものを使うということでございます。

それで今回のクレジットカードとタイムレコーダーの分なのですけれども、タイムレコーダーについては、指針の18ページになります。18ページの下から2つ目の欄になるのですが、人件費という欄がございます。この中に支出の際に必要な内容を明らかにした書面等ということで添付する書類がありますが、ここに今ほどのタイムレコーダーにおける、タイムカードですか、そういったものを入れていくことになろうかと思っております。

それと、あとクレジットカードでございます

が、クレジットカードは指針の49ページに（7）支払いの際の注意点という記載がございまして、その中のウの項目で、クレジットカードの使用が、現在のところ、これは使用を認めないとしております。この使用を認めないというものをまず一旦削除した上で、文言についてはもう一度練る必要があるのですが、今日御議論いただいたような表のような形にして、ここに載せていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

座長 今の話で何か御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 ないようですので、本日決定した運用指針の改定等についても、令和5年4月1日からの施行にしたいと思っております。

なお、運用指針の改正作業が終了しましたら皆様に配付させていただきます。

あと、検討会の協議結果につきましては、私から議長に報告いたします。その内容については座長に一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、そのように決定いたします。

あと、指針に関しては、今、改定作業をして、それを皆様に先にお配りしようとはもちろん思っているのですけれども、そのことについても一任してもらってもいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

では、そのようにさせていただきます。

では、これで本日の協議は終了いたしました。長時間になりました。本当に皆様の御協力ありがとうございました。

令和5年1月27日  
政務活動費のあり方検討会記録署名

座 長 松 尾 茂

署名委員 橋 本 雅 雄

署名委員 村 石 篤